

3 民間給与等関係資料

平成23年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本県職員の給与等を検討するため、平成23年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

愛媛県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

平成23年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業及びサービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）に分類された466事業所

(2) 調査対象職種

78職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種56職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に該当した事業所を、統計上の理論に従って、組織、規模、産業によって14層に層化し、これらの層から127事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係184人（行政職に相当する調査実人員164人）、初任給関係以外の調査職種4,697人（行政職に相当する調査実人員3,744人。なお、調査職種該当者（母

集団)の推定数は24,471人であり、行政職に相当するものは15,556人である。)

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 用語の定義

- (1) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、単身赴任手当、精勤手当、食事手当、職務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当、宿日直手当、裁量手当、年次有給休暇手当等月ごとに支給されるすべての給与をいう。
- (2) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、裁量手当、休日給等きまって支給する給与に含まれるすべての時間外手当をいう。
- (3) 「通勤手当」には、通勤定期券、ガソリンなどの現物支給されたものを含む。

7 利用上の注意

- (1) 各表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
- (2) 各表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第12表 産業別・規模別調査事業所数

(平成23年職種別民間給与実態調査)

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
全 産 業	117 事業所	40 事業所	50 事業所	27 事業所
漁 業	0	0	0	0
鉱 業、建設業	8	3	3	2
製 造 業	56	15	23	18
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	24	12	9	3
卸 売・小 売 業	12	4	5	3
金融・保険業、不動産業	4	3	1	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	13	3	9	1

(注) 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が10あった。

第13表 調査事業所の本・支店別構成

(平成23年職種別民間給与実態調査)

企業規模	区分		
	本 店	支 店	計
規 模 計	72 事業所	45 事業所	117 事業所
5 0 0 人 以 上	8	32	40
100人以上500人未満	38	12	50
1 0 0 人 未 満	26	1	27

(注) 「本店」とは支店・工場等を有する本店又は他に支店・工場等がなく企業が単一の事業所からなっているものを、「支店」とは支店・工場等をいう。

第14表 民間における職種別・学歴別・規模別初任給

(平成23年職種別民間給与実態調査)

職種	学歴	規模計	企業規模			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
事務・技術関係職種	新卒事務員	大学卒	183,992	188,742	176,937	181,939
		短大卒	※154,214	—	※154,214	—
		高校卒	146,134	145,052	※150,500	—
	新卒技術者	大学卒	184,233	192,956	171,982	—
		短大卒	—	—	—	—
		高校卒	160,682	161,922	※155,088	※151,163
	新卒事務員・技術者計	大学卒	184,069	190,166	175,065	181,939
		短大卒	※154,214	—	※154,214	—
		高校卒	156,583	157,333	153,275	※151,163
	その他	新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—
新卒高等学校教諭		大学卒	—	—	—	—
新卒研究員		大学卒	—	—	—	—
		短大卒	—	—	—	—
新卒研究補助員		短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
準新卒医師		大学卒	※450,000	※450,000	—	—
準新卒薬剤師		大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師		養成所卒	※169,500	—	※169,500	—
新卒栄養士		短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	207,918	※192,000	212,600	—	
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—	

- (注) 1 金額は、きまって支給される給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「準新卒」とは、平成22年度中に資格免許を取得し、平成23年4月までの間に採用された場合をいう。
 3 表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
 4 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

(平成23年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	採用あり %	初任給の改定状況			採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	計	25.0	(24.2)	(75.8)	(0.0)	75.0
	500人以上	30.6	(34.6)	(65.4)	(0.0)	69.4
	100人以上500人未満	26.2	(15.4)	(84.6)	(0.0)	73.8
	100人未満	15.1	(25.0)	(75.0)	(0.0)	84.9
高校卒	計	12.8	(19.4)	(80.6)	(0.0)	87.2
	500人以上	24.5	(24.4)	(75.6)	(0.0)	75.5
	100人以上500人未満	7.2	(17.9)	(82.1)	(0.0)	92.8
	100人未満	7.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	92.5

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。